

※本届出書及び証憑は給与支払者(勤務先)にて保管いたします

管理番号 _____

秘 個人番号台帳兼届出書

所属	氏名
----	----

本人	住所	提出年月日	年	月	日
社員番号		個人番号			
	フリガナ				
	氏	名			

◎個人番号の提供に関する事務について、上記本人(社員)に委任いたします。

第3号被保険者	住所	※国民年金第3号被保険者本人が記入・押印してください。			
続柄		個人番号			
配偶者	フリガナ				
	氏	名			

被扶養者等	※以下の被扶養者等については、上記本人(社員)が番号確認、身元確認、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務についての確認を必ず取ってください。				
続柄	フリガナ				個人番号
	氏	名			

被扶養者等	フリガナ				個人番号
続柄	氏	名			

被扶養者等	フリガナ				個人番号
続柄	氏	名			

～利用目的の明示について～

ご提出いただいた個人番号及び特定個人情報は、法令に従い次の事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

- ① 雇用保険届出等に関する事務※
- ② 健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務※
- ③ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ④ 税務書類等の作成、提出に関する事務
- ⑤ 国民年金第3号被保険者に関する事務

上記①～⑤に付随して行う事務(特定個人情報取扱事務を含む)

※①②の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

～本人確認書類について～

個人番号を取得する際は、正しい番号であることの確認(番号確認)と手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要であり、原則として、個人番号届出書類に次の番号確認書類及び身元確認書類の添付が必要となります。

確認の方法は、右記の(1)と(2)のいずれかの方法によります。なお、雇用関係にあり、人違いでないことが明らかなき場合は本人確認書類を省略することが可能です。新たに雇入れた者については、原則通り本人確認が必要となります。

※本人確認書類について、該当するものの口に を付けてください。

(1) 個人番号カードの表裏両面のコピーを添付する場合

- 個人番号及び身元確認書類名
- 個人番号カード

(2) 個人番号カード以外の公的書類を添付する場合

- A 番号確認書類 (記載例)
- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票
- 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

● B 身元確認書類 (写真付き身分証明書)

- 運転免許証 運転経歴証明書
- パスポート 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳 療養手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

Aの1点
+
Bの1点

● C 身元確認書類 (その他の本人確認書類)

- 各種健康保険被保険者証 年金手帳
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- 後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
- 国家・地方公務員共済組合の組合証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

Aの1点
+
Cの2点

秘 個人番号台帳兼届出書

所属	氏名 番号太郎
----	----------------

本人 社員番号	住所 神戸市中央区 〇〇-△△	提出年月日	個人 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	フリガナ ハンゴウ	名 太郎	
	氏 番号		

本人様は個人番号の確認
できる書類が必要となります。

◎個人番号の提供に関する事務について、上記本人（社員）に委任いたします。

第3号被保険者 続柄	住所 同上	※国民年金第3号被保険者本	個人 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
配偶者	フリガナ ハンゴウ	名 花子	
	氏 番号		

配偶者、被扶養者等の方は
確認書類は不要です。

被扶養者等 続柄	※以下の被扶養者等については、上記本人（社員）が番号確認、身元確認、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務についての確認を必ず取ってください。	フリガナ ハンゴウ	名 健太	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
		氏 番号		

被扶養者等 続柄	フリガナ	名	個人番号
	氏		

被扶養者等 続柄	フリガナ	名	個人番号
	氏		

～利用目的の明示について～

ご提出いただいた個人番号及び特定個人情報、法令に従い次の事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

- ① 雇用保険届出等に関する事務※
- ② 健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務※
- ③ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ④ 税務書類等の作成、提出に関する事務
- ⑤ 国民年金第3号被保険者に関する事務

上記①～⑤に付随して行う事務（特定個人情報取扱事務を含む）

※①②の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

～本人確認書類について～

個人番号を取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要であり、原則として、個人番号届出書類に次の番号確認書類及び身元確認書類の添付が必要となります。

確認の方法は、右記の（1）と（2）のいずれかの方法によります。なお、雇用関係にあり、人違いでないことが明らかなき場合は本人確認書類を省略することが可能です。新たに雇入れた者については、原則通り本人確認が必要となります。

- ※本人確認書類について、該当するものの口に を付けてください。
- (1) 個人番号カードの表裏両面のコピーを添付する場合
- 個人番号及び身元確認書類名
 - 個人番号カード
- (2) 個人番号カード以外の公的書類を添付する場合
- A 番号確認書類
 - 通知カード
 - 個人番号が記載された住民票
 - 個人番号が記載された住民票記載事項証明書
 - B 身元確認書類（写真付き身分証明書）
 - 運転免許証 運転経歴証明書
 - パスポート 身体障害者手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳 療養手帳
 - 在留カード又は特別永住者証明書
 - C 身元確認書類（その他の本人確認書類）
 - 各種健康保険被保険者証 年金手帳
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - 後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
 - 国家・地方公務員共済組合の組合証
 - 私立学校教職員共済制度の加入者証
 - 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

Aの1点
+
Bの1点

Aの1点
+
Cの2点